

平 18 福個答申第 2 号
平成 18 年 1 月 27 日

福岡市教育委員会 様
(教職員部教職員第 1 課)
(総務部職員課)

福岡市個人情報保護審議会
会長 福 山 道 義

保有個人情報の開示請求に係る一部開示決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市個人情報保護条例 (平成 17 年福岡市条例第 103 号) 第 49 条第 2 項の規定に基づき、平成 18 年 1 月 4 日付け教職第 1171 号及び同年 2 月 22 日付け教職第 1687 号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

1. 諮問第 27 号

「平成 17 年 3 月に私がサポートラインに通報した公金使途不明金並びに目標管理の評価に関する書類 一件書類」

(平成 17 年 12 月 14 日提起)

2. 諮問第 29 号

「平成 17 年 3 月に私がサポートラインに通報した公金使途不明金並びに目標管理の評価に関する書類 公務員倫理審査会に渡った全書類」

(平成 18 年 2 月 14 日提起)

答 申

1 審議会の結論

「平成 17 年 3 月に私がサポートラインに通報した公金使途不明金並びに目標管理の評価に関する書類 一件書類」及び「平成 17 年 3 月に私がサポートラインに通報した公金使途不明金並びに目標管理に関する書類 公務員倫理審査会に渡った全書類」に記録された保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）について、福岡市教育委員会（以下「実施機関」という。）が一部開示決定により非開示とした部分のうち、次の部分については、開示することが妥当である。

(1) 通報内容調査報告書（平成 17 年 5 月 23 日決裁）備考欄

2 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、平成 17 年 10 月 21 日及び平成 18 年 2 月 10 日に実施機関が審査請求人に対して行った本件保有個人情報に係る一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

ア 平成 17 年 10 月 3 日、審査請求人は、実施機関（教職員部教職員第 1 課）に対し、福岡市個人情報保護条例（平成 17 年福岡市条例第 103 号。以下「条例」という。）第 18 条第 1 項の規定に基づき、本件保有個人情報の開示請求を行った。

イ 平成 17 年 10 月 13 日、実施機関（教職員部教職員第 1 課）は、開示決定期限を延長し、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 平成 17 年 10 月 21 日、実施機関（教職員部教職員第 1 課）は、本件保有個人情報の一部が条例第 20 条第 2 号及び第 6 号に該当するとして本件処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。

エ 平成 17 年 12 月 14 日、審査請求人は、本件処分について、これを不服として実施機関（教職員部教職員第 1 課）に対して審査請求を行った。

オ 平成 18 年 2 月 2 日、審査請求人は、実施機関（総務部職員課）に対し、条例第 18 条第 1 項の規定に基づき、本件保有個人情報の開示請求を行った。

カ 平成 18 年 2 月 10 日、実施機関（総務部職員課）は、本件保有個人情報の一部が

条例第 20 条第 6 号に該当するとして本件処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。

キ 平成 18 年 2 月 14 日、審査請求人は、本件処分について、これを不服として実施機関（総務部職員課）に対して審査請求を行った。

3 審査請求人及び実施機関の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書、反論意見書及び平成 18 年 8 月 17 日の当審議会不服申立て部会における口頭意見陳述において、次のように主張している。

ア 実施機関は、事情聴取関係文書はこれを開示すると、人事管理に係る事務に関し、公正かつ適正な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあるとして、条例第 20 条第 6 号により非開示としているが、福岡市教育委員会職員相談サポートライン（以下「サポートライン」という。）要綱第 9 条において「教育委員会は、通報又は不利益取扱いの申出をした職員に対して、調査の結果を報告しなければならない。」との規定があり、そもそも通報者である審査請求人に対して開示することが予定されているものである。第三者への開示ではなく通報者に対する開示であるから、今後のサポートライン制度に関し、公正かつ適正な執行に著しく支障を及ぼすおそれ等みじんもない。

イ サポートライン要綱第 7 条に「通報者は、正当な通報をしたことによっていかなる不利益な取扱いも受けることがない。」と規定しているが、本件通報が正当か否か、実施機関が正当でないと判断したのであればなぜかを審査請求人が知ることは非常に重要なことである。開示されなければ、本件通報がどう評価され、それにより通報者である審査請求人が本当に報復を受けていないか確認することができない。

ウ 保有個人情報については、条例第 33 条において「訂正請求権」が定められているが、その判断をするためにも、開示されることが当然必要である。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成 18 年 8 月 17 日の当審議会不服申立て部会における口頭意見陳述において、次のように主張している。

ア 本件保有個人情報は、サポートラインに通報された事案について、通報内容をまとめた報告書、通報者である審査請求人が提出した書類、通報内容の調査のために関係者から聴取した内容の記録、収集した資料及び調査結果をまとめた報告書に記載された情報である。

イ これらの情報のうち、非開示を前提にした事情聴取内容や事情聴取により明らかになった事実に関する情報及び調査結果をまとめた報告書の備考欄に記載された情報を開示することにより、今後のサポートライン制度及び同種の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第 20 条第 6 号に規定する「市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するか否かについて、判断したものである。

ウ また、本件保有個人情報には審査請求人以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により審査請求人以外の特定の個人を識別することができるもの（以下「第三者情報」という。）が含まれていることから、条例第 20 条第 2 号に規定する非開示情報に該当するか否かについて判断を行った。

エ 関係者から聴取した内容の記録について

(ア) 条例第 20 条第 6 号の該当性の判断について

サポートラインにおける関係者からの事情聴取は、事実関係を公正に判断するため、第三者への非開示を前提に行われることが通常である。これらは、調査のために強制捜査権限が与えられていないサポートライン担当者にとって、情報を得る手段として非常に重要なものとなっている。

これに対し、事情聴取内容や事情聴取により明らかになった事実に関する情報を開示することにより調査関係者等が自己に不利益が及ぶことを憂慮し、結果として事実確認を行うに当たって必要とされる具体的、客観的な情報が十分に得られず、公正な事実確認に支障が生じるおそれがあり、将来におけるサポートライン制度の適切な運用に著しい支障を及ぼすことが考えられるため、条例第 20 条第 6 号に規定する非開示情報に該当すると判断し、非開示としたものである。

(イ) 条例第 20 条第 2 号の該当性の判断について

サポートラインにおける関係者からの事情聴取記録に記載されている被聴取者の陳述内容等は、第三者情報でもあることから、審査請求人に開示することによって、当該第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるため、条例第 20 条第 6 号に規定されている非開示情報に該当するほか、同条第 2 号に規定する非開示情報にも該当すると判断したものである。

オ 通報内容調査報告書（平成 17 年 5 月 23 日決裁）備考欄に記載された情報について

通報内容調査報告書の備考欄に記載された情報は、通報者である審査請求人に対する所見及び通報内容や通報目的について評価したもので、単なる所見であり、確

定した事実ではなく、サポートライン事務局内部での連絡事項というような意味合いの記載である。また、通報事案の事実確認に影響を及ぼすものではなく、通報内容に係る調査経緯や調査結果とは性格を異にしている。

しかしながら、この箇所を開示することにより、今後、職員が同様の評価をされることを危惧して通報を行わなくなったり、通報者からの信頼を失う可能性があり、ひいてはサポートライン制度の運営に支障を及ぼす可能性がある。よって、条例第20条第6号に規定する非開示情報に該当すると判断したものである。

カ 収集した資料について

収集した資料のうち非開示とした情報は、「御仏前」「見舞」の名目で金銭の支出が行われた相手方の氏名等、個人を識別することができる情報であり、条例第20条第2号に規定する非開示情報に該当すると判断したものである。

4 審議会の判断

上記のような審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審議会は次のとおり判断する。

(1) サポートラインとは

ア サポートラインとは、職員等による法令等の遵守及び公正な職務の遂行を図るため、職員等による法令違反行為等に関する相談、通報及び申出ができる制度である。相談や通報は、サポートライン担当者等が受け、相談に対しては必要な助言を行う。また、通報については、調査のうえ、その事実が認められた場合は必要な措置を講じる。通報ができる者は、教育委員会の任命に係る一般職の職員（臨時的任用職員を含む。平成18年度からは嘱託職員、派遣労働者を含む。なお、派遣労働者には、請負契約等によって本市職員と同じ職場で事業に従事している者を含む。）である。

イ また、通報に基づく調査に際しては、通報者の秘密が守られるよう最大限の配慮を行うとともに、職員等が相談や正当な通報をしたことを理由とする不利益な取扱いも禁止している。もし、相談等をしたことにより、不利益な取扱いを受けた場合は、サポートライン担当者等に申し出ることができる。サポートライン担当者等は申出を受けたら、調査を行い必要な措置を講じることになっている。また、通報に基づく調査の結果については、通報者に通知するとともに、福岡市職員公務員倫理審査会に報告し、委員から必要な意見をもらうことになっている。

(2) 本件保有個人情報について

審査請求人は、サポートラインの通報者であり、また関係者でもあることから、本件通報事案の一件書類である、実施機関が作成した審査請求人の通報内容をまとめた報告書、審査請求人が提出した書類、実施機関が通報内容の調査のために関係者から聴取した内容の記録、実施機関が収集した資料及び調査結果をまとめた報告書に記載

された情報が、本件保有個人情報であるといえる。

(3) 本件保有個人情報の開示・非開示の決定について

ア 保有個人情報の開示請求は、個人が実施機関が保有する自己に関する情報の正確性や取扱いの適正性を確認するという自己情報コントロール権について保障した重要な制度であるから、条例で限定的に規定された非開示情報に該当しない限りは、開示する義務を負うという原則開示の制度である。

イ 実施機関は、本件保有個人情報のうち、通報内容の調査のために実施機関が関係者から聴取した内容に係る部分を条例第20条第6号及び第2号の非開示情報に、通報内容調査報告書備考欄を同条第6号の非開示情報に、また収集した資料のうち第三者情報が記載された部分を同条第2号の非開示情報に該当するとして、本件処分を行っていることから、当審議会では、本件処分の非開示部分について、条例第20条第6号及び第2号の該当性を判断する。

(4) 条例第20条第6号該当性について

ア 条例第20条第6号は、市の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、非開示とする旨規定しており、実施機関もこの点を主張している。

イ 本件処分の非開示部分のうち、まず、通報内容の調査のために実施機関が関係者から聴取した内容に係る部分について検討する。

(ア) 通常、実施機関が行う事情聴取は、いかなる供述を行うかは実施機関が強要し得るものではなく、自己に不利なことを含め、事実や心情等を率直かつ十分に述べてもらうためには、供述内容は秘密とすることが前提とされていると考えられ、本件事案においても同様であったと考えられる。

(イ) 仮に、かかる事情聴取の内容が開示されるということになれば、今後は、関係者が、自己の供述内容が開示されることを憂慮し事実をありのままに述べることに消極的になるなどして、事実関係を公正に判断するにあたって必要とされる具体的、客観的情報が十分に得られなくなるおそれがある。

(ウ) したがって、実施機関が行った事情聴取に応じて関係者が供述した内容を開示することは、サポートライン制度の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

(エ) よって、通報内容の調査のために実施機関が関係者から聴取した内容に係る部

分である、実施機関が行った事情聴取記録の非開示部分、実施機関が作成した通報内容報告書のうち事情聴取記録の非開示部分から引用した部分、及び福岡市職員公務員倫理審査会に提出したサポートライン通報事案のうち事情聴取記録の非開示部分から引用した部分については、非開示とするのが妥当である。

ウ 次に通報内容調査報告書（平成 17 年 5 月 23 日決裁）備考欄について検討する。

(ア) この欄は実施機関が調査を行った際に、通報者である審査請求人に対する所見及び通報内容や通報目的についての評価を記載した部分である。

(イ) 実施機関は、この記載はあくまでも単なる所見で確定した事実ではなく、このような評価を開示することにより、今後、職員が同様の評価をされることを危惧して通報を行わなくなったり、通報者からの信頼を失う可能性があり、ひいてはサポートライン制度の運営に支障を及ぼす可能性があるとして、条例第 20 条第 6 号に規定する非開示情報に該当すると主張している。

(ロ) サポートライン要綱第 5 条第 3 項に、職員は、他の職員に損害を与える目的、不正の利益を得る目的その他の不正な目的で通報を行ってはならないとされており、案件によっては、通報の正当性についての評価を通報内容調査報告書等に記載することもありうる。

しかし、そもそもサポートラインは、通報された事案について調査する制度であり、通報者を評価する制度ではないので、そこで行った通報者に対する評価については、人事管理における評価とはいえず、開示したとしても、条例第 20 条第 6 号エの、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれはない。

(ハ) また、サポートライン要綱第 7 条に、通報者は、正当な通報をしたことによつていかなる不利益な取扱いも受けることがない、と規定しており、通報者を保護することはサポートライン制度の一つの柱である。したがって、通報者が不利益な取扱いをされていないか判断するためにも、また通報者からの信頼を確保するためにも、通報者の自己の評価が記載された部分を開示することは必要であり、サポートライン制度の適正な運用に資すると考えられる。

本件の場合、通報者に対する単なる所見で確定した事実でない評価であると実施機関は主張しているが、このような内容も、結果として通報者に不利益を与える可能性があるため、開示の方がサポートライン制度の主旨に合致するといえる。

エ 以上により、実施機関が非開示とした部分のうち、次の(ア)については、開示しても当該事務に支障を及ぼすとはいえないため、開示することが妥当である。

(7) 通報内容調査報告書（平成 17 年 5 月 23 日決裁）備考欄

(5) 条例第 20 条第 2 号該当性について

ア 条例第 20 条第 2 号は、第三者情報については、開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報など一定の場合を除いて、非開示とする旨定めている。

イ 本件保有個人情報について、まず、収集した資料のうち、金銭の支出の相手方の氏名等は、第三者情報にあたるため、非開示とすることが妥当である。

ウ 次に、通報内容の調査のために実施機関が関係者から聴取した内容に係る部分も、第 2 号に該当するものと実施機関は主張しているが、これらの部分については(4)イで述べたとおり、第 6 号に基づき非開示とすることが妥当と認められることから、第 2 号の該当性については、当審議会において重ねて判断しないものとする。

以上により、実施機関が本件保有個人情報について行った本件一部開示決定処分について、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

5 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
平成 18 年 1 月 4 日	実施機関から諮問(諮問第 27 号)
平成 18 年 2 月 1 日	実施機関から弁明意見書を受理(諮問第 27 号)
平成 18 年 2 月 22 日	実施機関から諮問(諮問第 29 号)
平成 18 年 2 月 27 日	審査請求人から反論意見書を受理(諮問第 27 号)
平成 18 年 3 月 28 日	実施機関から弁明意見書を受理(諮問第 29 号)
平成 18 年 4 月 28 日	審査請求人から反論意見書を受理(諮問第 29 号)
平成 18 年 7 月 20 日 (第 67 回不服申立て部会)	審議
平成 18 年 8 月 17 日 (第 68 回不服申立て部会)	実施機関及び審査請求人から意見聴取及び審議
平成 18 年 9 月 21 日 (第 69 回不服申立て部会)	審議
平成 18 年 10 月 18 日 (第 70 回不服申立て部会)	審議